

1. 平成28年度地域別最低賃金が改訂されました

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つがありますが、10月に産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ賃金額が定められる地域別最低賃金の各賃金額が改定されました。

改定額の全国加重平均額は823円(昨年度798円、25円の引上げ)で、全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げとなります(昨年度は18円)。また、最高額(東京都932円)と最低額(宮崎、沖縄県714円)の比率は76.6%となり(昨年度は76.4%)、この比率は昨年に続き2年連続の改善でした。

最低賃金は時給で定められますが、先ほど書きましたとおり全ての労働者に適用されますので、時給制のパート、アルバイトだけでなく月給制の社員も当然に適用されます。この場合は月給額を時間あたりの金額に換算し確認しますが、実際に支払われる賃金から割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除いたものが対象となります。また、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つの最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

地域	最低賃金額(円)	発効日
全国平均	823 (798)	
東京	932 (907)	10.1
神奈川	930 (905)	10.1
千葉	842 (817)	10.1
埼玉	845 (820)	10.1

※ ()は昨年度の最低賃金額



2. 10月から社会保険の加入対象者が拡大されました。

今年10月から、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象者が広がっています。今までは「週30時間以上働く人」が社会保険の加入対象となっていますが、10月からは従業員501人以上の企業において週20時間以上働く人などにも対象が拡大されました。新たに加入することになる対象者は、右表のとおりです。加入者のイメージとしては、大企業で働くパート労働者(扶養の範囲で働いていた主婦など)が対象になったということです。なお、平成31年以降は従業員500人以下の事業所も適用予定です。社会保険の適用拡大は、従業員だけでなく事業主の負担も増えることとなります。したがって、仕事内容を見直したり、人員削減や配置換えを考えたりする必要が出てくるケースもありますが、それと並行して助成金の活用も視野に入れるとよいでしょう。

平成28年4月から、キャリアアップ助成金が拡充されています。従業員の所定労働時間を「週25時間未満」から「週30時間以上」に延長し、厚生年金保険などの被用者保険を適用した事業主に対し、労働者1人あたり20万円(大企業は15万円)が助成されます。なお、10月以降は、労働者の所定労働時間を5時間以上延長し、厚生年金保険などの適用対象とした場合に助成(助成額は同額)されます。

<p>＜10月からの新たな社会保険加入対象者＞</p> <p>(1)従業員501人以上の企業</p> <p>(2)1週間の所定労働時間が20時間以上</p> <p>(3)月額賃金が88,000円以上(年収106万円以上/残業代や交通費などは含まない)</p> <p>(4)継続して1年以上雇用されることが見込まれている</p>

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザ307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)

● 編集後記 ●

先ごろ、「過労死等防止対策白書」が初めて公表されました。この白書には、業界ごとの長時間労働の現状や過労死等の実態や、過労死等の現状や過労死等の防止に講じた施策の状況を取りまとめられており、実に284ページに及ぶものとなっています。先日、大手広告代理店で新入社員の女性が長時間労働を苦に自殺した案件が労災認定されたニュースが大きく取り上げられました。これによっても長時間労働に対する労災認定に関心が集まり、今後ますます社会的に長時間労働を前提とした働き方の見直しが高まりつつあると思われる。(秋山)